台湾社会の慣習の国家法化について (上)

恵美子(訳)

松王

田

民事事項についての事実たる慣習或いは慣習法

原住民族の慣習

五、台湾民主化以後の立法規範及び慣習の整理

財産法の在地慣習の受け入れと身分法の法伝統との別れ

原住民族の慣習の国家法化

国家法との社会の中の法との対話

日本の国家主義が権力を握った日本統治後期の台湾民事法

四、中国の国家主義の下で周辺化した台湾の慣習

台湾の漢族の慣習

中華民国法制の慣習に対する非友好的態度

慣習立法より出でた台湾政治共同体の最初の民法草案

六、結論

三、日本の国家主義に基づく慣習立法の排除と慣習法の抑圧

二、植民地統治のために近代法の用語によって受け入れた慣習

社会規範としての慣習

国家法のいうところの慣習法と事実たる慣習

関連概念と論点

法の正義追究に伴う問題

台湾の漢族の慣習

台湾の原住民族の慣習

64 - 3 - 102 (名城 '15)

一、序 関連概念と論点

○ 国家法のいうところの慣習法と事実たる慣習

明確に慣習とは民間に存在するもので官のものではなく、 民の間のこれまでの慣行の中の法理に違反しないものとし 当局はこの「慣習」を民間の慣習を指すものであると修正し 代以来の裁判の慣例を指した。しかし一八七九年に司法行政 つ官は法理に違反しない慣習を適用するのみであると定めた。 裁判によるべし」、但し当時の「慣習」に対する理解は江戸時 法律なき時は、 意味に由来する。 本の漢字表記では「近代法」となる) を導入した時に与えた る) は、 「習慣」という言葉 (今日の日本の漢字表記では「慣習」とな なければならない。 まずいくつかの慣習と関連する名詞の意味をはっきりさせ 即ち民法上認められる人民のこれまでの慣行、及び官と 「裁判事務心得」は第三条で次のように定めた。「成文の 日本の明治初期に西洋より現代法 (modern law, 日 慣習により、慣習なき時は、法理を推察して 明治初期の一八七五年の太政官第一〇三号 今日東アジアの法律の世界で使用する 且

自由主義法制観念を基準として選択がなされた。ので、ローマ法と慣習規範が衝突した時、当時の

はローマ法の外、なおフランス自身の慣習規範を含んでいためフランス民法典が制定された時などは、取り入れられたのとしてまとめることはしなかったのである。実は一九世紀初の「普通法」(common law, または「共通法」とも訳しうる)

これた。しかし明治当時の個人主義と

近代の法理と概念の再解釈をした前述の法律上の慣習を日本 法を取り入れ、西欧と同様の法典を制定することを決定した。 判権を排除するために、一つの学びやすい法律解釈の適用方 慣習となるのである。明治政府は続けて西洋の強権の領事裁 る二つのものとなるのであって、社会の慣習から近代法の 下「国家法」state law と称す)が言うところの慣習は、 裁判するかを指示した。 換言すれば、近代法を採用するとの えに慣習とは日本の民間の規範を指すものとなり、 「法理」に受け入れられるところとなってようやく国家法上の 大きな方針の下で、社会 (society) の慣習と国家の法律 の法理を参考に、各地の法院に個別事案に対してどのように 威は適用できるのである。 司法行政当局はこれにより西欧法 この変更は江戸時代の裁判慣例を排除することを意味し、 の近代法の「法理」に違反しないものであるなら、 国家の権 且つ西洋 異な (以 ゆ

(名城 '15) 64 - 3 - 101

た後、 ţ 総則、 社会の慣習を制定法とする時に実質規範の中味について参考 法の条文に変えて、法典の一部となすことを考えた。これが 財産法と身分法 (日本では「家族法」と称す) に分け、 重要でないというものである 文に入れられない慣習は、原則として時宜に合わない或いは 編上の条文に転化されるというものである。 受け入れられるなら、いずれも民法上の、 日本の一九世紀の末に通称「六法」 とする根拠であり、以下で「慣習立法」と言うものとする。 はいくつかの近代の法理と概念の再解釈を経た日本の慣習を したのである。日本は西欧式の民法典を制定した時、概念上 日本自身の慣習規範を排斥した。 国家法の基本的態度は社会の慣習がもし法規範として 債権の三編は国際、 つまり西欧の基準に合致さ たる法典の体系を完成し 親族と相続の二編だけ 特に親族・相続両 ゆえに立法上条 且つ

の日本は法典を制定する時はかなり大きく自己の慣習を抑圧

対しては哲学・歴史及び国家法上の形式に従って観察できる。 もし哲学の角度から、 社会の慣習は大陸法と英米法の二つの法系を含む近代法の ただ特定の状況の下で国家の主権者に受け入れられて となる。 西洋文明に源を発する近代法学は、 法が効力を生じて人々を拘束する根源 法の源に

> 他国の社会が生み出した法を自国の法律の条文の内容に取り と称することができる。これは近代式の法典に対応させると、 成の淵源を探究するなら、 「国家法」と称する。 実定法のみを法と考える。本稿の議論の対象は社会の慣習で で実証的経験上効力を具えている法であり、 また実定法は国家主権者により制定或いは承認される現実的 は自然法は規範レベルでは実定法の上に位置すると考える。 である正義の生み出す法が、 శ్ర の漢字表記では「実定法」となる positive law) に分けられ 法律の条文となったもの、 あるので、相対的に国家の行為を考察するために、 を探究するなら、法は自然法 (natural law) と実証法 入れる「継受法」である 経験を超えて認識されるいつの時代であろうとも普遍的 もし歴史の角度から、 即ち慣習立法の産物は、「固有法」 前述の日本社会の慣習が転化して 即ち自然法であり、 法の発生或いは形 法実証主義者は 自然法論者 実定法を (日本

普遍的に適用される (同じ事件は同じ処理をする) 置を観察しなければならない。ここでは、 law) 等の概念を整理してから、 察するなら、まず制定法 (statute)、 とりわけ重要なのは、 もし国家法上の形式から法の源 社会の慣習の国家法上の位 慣習法、 法は 判例法 一般の人々に 規則 ※を観

'15)

ち法律判断

て個別事件のすでにこの規則に当てはまる構成要件を「小前 律効果をもつ) を、法的三段論法上の「大前提」とし、 用に属する) はこの規則 (ある構成要件を具えるならある法

ゆえにこの規則の法律効果を「結論」とする、

即

(裁判或いは行政処分)の結果とするのである。

(「不文」) 規則を発見するのが、

即ち判例法である。

英米法系

法

院により個別事件を審査する時にもともと書かれていない らの規則を書いたのが (「成文」)、即ち「制定法」であり、 国家の立法機関により一定の手続きを経て文字によってこれ

下では大陸法系の国家の状況を検討するのみで、 定法が社会の慣習は上述の規則となりうると述べて初めて、 法律条文が 法と慣習の関係を述べるものではない。 する国家法はいずれも大陸法系を採っているので、 化されていないので、「不文」ということになる。本稿で言及 司法及び行政上個別事件に適用できる。この時それは法 の国家はこれを認めていない。大陸法系の下では、よって制 の国家はこれを法源の一つと考えているが、しかし大陸法系 の性格を具えた「慣習法」であり、 「慣習」を法 (規則) の内容の一部とすると、 ま た、 それは前もって文字 もし制定法の 英米の判例 ゆえに以 (規 法

> な いっぴ あり、 **慣習法を指すと、言っておかねばならない** 適用を進める時、 上述の法的三段論法上の「大前提」 以下論ずるところの「慣習法」 準拠するものはこの成文の法 Ιţ となる慣習法では この定義の下での (規則) で

(rule)

を具えると理解され、

法の適用

(司法或いは行政の作

の

そし

この慣習による意思があるなら」 ち「任意規定」と異なる慣習は、 よれば 「慣習」は、性質上法の適用時の法 (規則) ではなく学説上で 習法」である。 提」となる法 の慣習は法律と同様に法律適用時に法的三段論法上の「大前 「慣習」が即ち「法律と同一の効力」をもつ。 れる」或いは「法令中に定められていない事項に関して」は、 しない」ことを前提として、もし「法令の規定により認めら 例」第二条の規定によれば、「公共の秩序と善良の風俗に違反 ちらが準拠法 まらず相互に衝突する時は何に準拠すべきかを定め、 制定法である「法例」は、 言うところの「事実たる慣習」である。 ここで日本の明治時期の国家法で、具体的な説明をする。 「公共の秩序に関わらない法令規定と異なる慣習」、 (governing law) となるかを決めている。 (規則) の性格をもっているので、 これとは異なり、 適用できる法 (規則) が一つに止 日本の民法第九二条に記す 即ちこの慣習に従う。 もし「法律行為の当事者が この民法第九一 換言すれば、 前述の 法

兀

戦前の日本はよって民法学説上「慣習法」と「事実たる慣習」 え うのは日本の国家法に基づいて立論するだけで、 りかどうかを問わず、事実たる慣習は当事者が知悉しており 習法は当事者が知悉しているかどうか或いはこれに従うつも があって」初めて当事者を拘束できるとすべきなのである。 という概念を用い、それで慣習法は社会で「法的確信」 状況があるのは免れない。 当事者の意思の如何を問わずすべて適用する。ただここで言 これに従う意志がなければならず、例外として日本民法第五 を分けたのである。当時次のように指摘する学者もいた。 れていないため、 らぬ程度であり、 言わんとするところは、その「慣習」と言うのは「法」に到 慣習は任意規定に優先すると言える。 日本の民法第九二条の 行為を解釈する内容の根拠となり、且つまたこの範囲の中で に及ばない)、当事者がそれによることを願う時にのみ、 あり、ただ法律行為と関連する慣習について (その他の慣習 一六条の第二項の「取引上の慣習」は事実たる慣習であるが、 即ち社会の一般の人々はそれは「法」と同様に普遍的に 法律行為の「当事者がこの慣習に従う意思 またなお「普遍的に一般の人々に適用」 日本の従来の通説は 「法的確信」 なお例外の を具 法律 慣

> 判断を言うものではない。 事実判断であり、「法規範になるべきかどうか」に対する価値 な確信がなくてよいとする。しかしながら、この「法的確信」 遵守されるべきだと確信しており、事実たる慣習はこのよう 人々がある種の意識を具えているかどうか」に対する経験的 の中の「法」は明確な準拠はなく、ゆえにその説は「一般の

さ

にこの条文は法律行為に関していかに解釈すべきかの規定で

習」と称す) であって法的効力のあるものと考えた。 考え、且ついわゆる「慣習法」は慣習 (或いは「事実たる慣 家の民事法上は「慣習法」のみが法源となることができると する立場であった。次いで、当時の中国の民法学者はみな国 本を踏襲して近代の国家法中の原則上では社会の慣習を排斥 法の範囲内ではそうではないと考えたので、ゆえに明治の日 の学者は、私法の範囲内でのみ慣習は法源となりうるが、 伝わってきている。まず、一九三○年代の中国法学界の多数 同じ時期の清末と民国時代 (一九一一 一九四九) の中国に で及んでおり、且つかなりまとまって日本統治の台湾と大体 植民の母国はなお若干の差異があるが、後で詳述する) にま と用語は、大体日本の植民地の台湾 (一八九五 上述の明治からの日本の国家法の社会の慣習に対する態度 一九四五 公

通説は慣習法は四つの要件を具えなければならないと考えた。

ず 日・冠婚葬祭時の親戚・友人への贈り物や旅館或いは風呂の ③法律の定めていない事項でなければならず、 (1)チップ等は、「単純なる事実」にすぎない。 れを守る」と考えられ、そうでなければ そして「法の意味、即ち一般にその慣習が法的効果を有しこ 「法の観念があって、その慣習が法であると信じてこれを守る」 の関係を定める社会規範」、 上述の第一項の要件の由来は、慣習法中の慣習は「権利義務 これは国家によって強制力を以て慣習法を執行するのである。 めざるは、 の第一条によれば次のように定めている。「民事の、 は る準則でなければならない。 種類の事に関して継続して一地方或いは一団体に通用して 「慣習」(或いは これは中華民国民法の第二条の明定するところである。 「事実たる慣例」と称す) にすぎず、 或いは「法の意味」 慣習による」。 ⑷国家が承認していなければならず 「慣行」 「法律に基づくことの必要観念」、 と称す) を欠くものに対しては、 ②公序良俗に違反してはなら が存在するには、 「事実たる慣習」(或 例えば正月・ 本稿はその 中華民国民法 法律の定 即ち同 簡単に 「法の 誕生

が

説 中華民国の時代の中国の法学界はこのため日本の学界の通 を踏襲し、 法律の概念上はいわゆる「法的確信」 があるな

の規定に従う。

「事実たる慣習」

と称す

或いは解釈ができる。 きるので、当事者の意思表示は即ち事実たる慣習により補充 任意規定はもともと意思表示によって適用を避けることがで 民法第九二条の規定とは異なるが、 律に別に特別の明文があるなら、この時は則ち慣習法は成文 日本留学経験のある中国の学者はやはり次のように言う。「法 律を補充する効力をもつとしており、 律の定めざるものは、慣習による」とのみ言い、 適用法」である。且つ中華民国民法の総則編の第一条は 民国法上は渉外事件の準拠法に関して定める「渉外民事法律 じであるばかりか、日本の「法例」 考えた。 ら慣習法とすべきで、そうでなければ事実たる慣習であると 意規定に優先して適用されると定めているなら、 できる。 の法学界はやはり日本の学説に従い次のように考えた。 法に優先する効力をもつ」。 また中華民国の民法はまた日本の 「法令の規定により認められる」があるのとは異なる。 「法令中に定められていない事項に関して」の外さらに しかしながら、中華民国の立法上の規定は日本と同 しかしもし法律条文の中ですでに事実たる慣習が任 ゆえに事実たる慣習は任意規定を排除 中の大部分の条文は中華 しかし中華民国期の 日本の「法例」 当然各条文 慣習法は法 しかし 即ち 中 法

六

これらの 中に、少数の民事財産法に関する任意規定の条文中に「別に 且つ民法上は①民事事項の補充的な法源である「慣習法」(民 即ち各々の法領域の制定法から成る「六法体系」であった。 やはりすでにその源としての戦前の日本法学界の慣習に関す 数の台湾在住のかつての日本の法学の訓練を受けたものは、 華民国時代の中国よりやって来たことから、その一九四五年 に台湾に持ち込まれ、現在の台湾の法学界にそのまま続い のような法律条文を法の適用上の法源とするという状況の下 慣習あるは、その慣習による/従う」と定めるものがあり、 ものとして現れた。 示を補充し或いは解釈できる「事実たる慣習」という二つの 法第一条による)、及び⑵法的確信を欠くが、当事者の意思表 台湾社会の慣習は国家法上、ほぼ民事実体法の領域にあり、 る論述を受け入れていた。よって国家法の形式上の法源は、 自然に一九三〇年代の中国法学界の見解が続いていった。 の後に台湾の国家法となった中華民国法上の慣習に対しては、 . る 実際上規範的作用を生むのである。 戦後形成された台湾の第一世代の法学者の大多数は中 「慣習」は以後事実たる慣習と考えられ、そしてこ 中華民国民法の総則編・債編・物権編の 少 て

(=)社会規範としての慣習

!掲の中華民国期の法学界の観念と用語は、

第二次大戦後

のなので、即ちこれらの規範の正当性は伝統に由来するので おそらく特定種族の文化の人々が長期にわたって行なったも 区別がある。慣習規範によって社会で形成された共通認識は 会の共通認識はやはり流動性があり、また即ち過去と現在で てそれが存在するかどうかがわかるのとは異なる。 字で表わされるのみならず法律の公布・施行或いは廃止によっ 規範としての性格を具えることは、 で何度も反復して現れることを指す。このため慣習が一般的 その結果このきまり或いは規範というものが、社会生活の中 の人々がある種の状況下で、ある種の行為をなすべきと考え、 る必要がある。一種の社会規範としての慣習は、社会で一般 社会科学の角度からすると慣習とは一体何かをはっきりさせ あるから、 (community) 内の構成員の共通認識 (consensus) であり、 (ethnic group) 或いは特定地域または職業の作るコミュニティ 一定の表現形式或いは文字化を欠いているので、 改めて国家法の慣習に対する態度を考察する時、 本稿はこれを「法伝統」(legal tradition) と称す 一まとまりの民族集団 制定法が文 まして社 まず人文

七

潮

るものとする。

しかし、

法伝統は後にまたおそらく新たな思

八

ある。 ば漢族はもともと家産は女子に伝えない法伝統があったが、 定さえも経ることを要求し、 者がこのやり方を支持するのみで、これによればこの法伝統 可能性を求めるのである。 る慣習規範が、 ればならない。 それを規範と受け取る共通認識があるかどうかを確認しなけ 慣習と認めることはできず、 はすでに今や普遍的に受け入れられている慣習ではないので 実証的調査は、 性をもつものなので、 の衝撃を受けてその共通認識性を失うこともあろう。 このため過去の法伝統に存在するものを直接に今日の 国家司法或いは行政の、 今の台湾の漢族社会ではわずか四○%の少数 或いはまさに社会の慣習の内容が不文性・流 ゆえに現代法は法的生活の準拠とな それによって法の明確性と予測 なお社会の一般の人々がやはり 時には立法機関の認 例え

日本人の法伝統であって、 家法に由来するのかもしれない。 つのすでに過去のものとなった (すでに効力を失った) 般的に存在する 慣習規範としての社会の共通認識は、 これは台湾の漢族或いは原住民の法伝統ではなく、 「最高限度額抵当権」 一九四五年以前の台湾で日本人の 例えば現在台湾の銀行界に を設定するというや また長期施行され 玉 た

て

いる。よって法院は法条文上の「慣習による」の指示によっ 慣習がおそらく過去と現在で異なるであろうことを軽視して

関連する慣習の内容を確認するつもりである時は、

調査報告によって今日の慣習の根拠を認定するなら、

また五〇余年を経た今日は、もし再び一九六〇年代に作った 治時期の慣習は現在の慣習と決して等しくはないのである。

報 告²⁴ ある。 て、日本統治時期の親族・相続の慣習の根拠を認定するので ち今や「旧国家法」 こととは、やはり混同してはいけない別のことである。 きという共通認識をもっているので慣習となっているという れらの旧い法規範は現在の社会の一般の人々がなお遵守すべ ある。 ただ今すでに効力を失っている旧国家法の内容が、 時期の長期の法律運用から広まった今日の台湾社会の慣習で 委せて自己の法律行為とするのもまた、 て社会の共通認識を形成したのである。 もたらした法制度を施行したので、 著作の当時の慣習法に対する見解 (当時の「無権解釈」) によっ 六〇年代の台湾の司法行政当局の作った『臺灣民事習慣調査 Ιţ しかしながら慣習は流動性をもつので、 日本統治時期の最終審の法院の判決例により、 の内容、 或いは日本統治時期の学術論文・ 台湾での長期の運用を経 もう一つの日本統治 印鑑を渡して他人に ゆえに日本統 一九

> (名城 '15) 64 - 3 - 95

以て形成される慣習を読み換えることである。

学者が慣習調

代法の概念及び語彙を使って社会の一般の人々の日常言語を

査報告を引用して仕舞としてはならないのである。 そして司 なお守らなければならないという共通認識をもっていること 援せねばならない。 法行政機関はまた適時法官が慣習法の認定を進めることを支 の社会上のある民族集団或いはコミュニティがこれに対して いかに調査するかに引き替えねばならず、この民事習慣調

漝 習調査を行なう時、総じて調査に従事する目的に基づいて慣 あ り^② 国家法上の慣習法或いは事実たる慣習を認定するために、 調査するものもある。 草の過程で、北洋政府は各省の民商事慣習を調査したことが り複雑なことである。東アジアの国々は大陸法系の現代法を (community) の慣習を調査した。中国は現代の民法典の起 社会の中の各民族集団 導入した時、通常は慣習調査を行なった。日本はかつて本土 の内容を解釈するのである。最もよく見られるのは前述の 慣習がいかに調査を通じて文字となって現れるかは、 今また学者の中には中国内の各「少数民族」 台湾、そして中国の関東州、 国家機関が或いはその委託を受けて慣 (ethnic group) 或いはコミュニティ 華北、 満州国等の地で、 の慣習を かな 現

> (law and society) に基づく研究方法は、 代法と関連する側面にかなり関心がある。 法はいかなる内容をもつべきかであり、当然ながら慣習の現 ることになるのであろう。本稿が探究するつもりなのは国家 る年代に書かれた報告の中で、おそらく異なった文字で現れ じ民族集団或いはコミュニティの慣習が、異なる調査、 習の中身を解釈することになる。このような現象のために同 心からテーマを設定し、その学問分野の専門用語を使って慣 学研究に至っては、通常はまたその学問分野の中心となる関 法学上の概念で慣習を描くのである。法学以外の人文社会科 より調査をなすとしても、常に自覚せずにその最もよく知る 受けたものはすでに前で述べたように、たとえ学術研究目的 査を行なう時は、もし法学者であるなら、 彙を使用しないことには限界がある。 国家機関の委託を 法学概念或い しかし法と社 異な は

法の正義追究に伴う問題

 (Ξ)

そらく社会上になお存在するが、 いうことである。現代の主権国家が法の制定、 問題となる出発点は、 ある特定の慣習の規範的効力は、 国家機関は認めていないと 承認、 執行を お

ば ιį 独占する権威であることに照らせば、

もし国家が司法或い

İt

 $\overline{\circ}$

ニティ)の中で存続することになる。これら国家に祝福され 中の慣習法の概念との混乱を避けるために、この呼び方は採 「慣習法」とこれを称す学者がいるとはいえ、前述した国家法 関 を有し、 中身を制定して法律条文にしないなら、慣習は国家の強制力 行政上慣習法或いは事実たる慣習の概念を通して慣習の規範 らないこととする 会の一般の人々の自発的遵守に頼るのみか、或いは非国家機 ことができる。しかしながらそれはただ規範の適用される社 義」(legal pluralism) の観点に従えば、やはり「法」と言う ない慣習は、社会の構成員の行為に対して一定の指導的効力 の後ろ盾のない状況の下で、社会 (各民族集団或いはコミュ |民間法」 (unofficial law) と称しうる。これに対してまだ 効力を承認せず、また立法上慣習立法の方式により慣習の (闇社会の組織すらある) に頼って行なうことができるだ ゆえに「民間」の活動に属するのみなので、学説上は ゆえにもし国家を唯一の法の源としない「法多元主

うになっている今日において、民間法は徐々に色あせている ことは免れない。 現代型の国家がすでに深く社会生活をコントロールするよ 親族・相続事項に関わる民間法は往々にし

の抑圧関係が合法化されてしまうであろうし、

国家にさらに

性を具えているかどうかを顧みないなら、 る社会において各民族集団或いはコミュニティに属する一人 理念の傾倒に値する理由は、この「法」自体がすでにあらゆ ないということである。蓋し「法による統治」(rule of law) 「実質的法治国」の理念で国家法の内容を検査しなければなら うか。しかし形式上のみ社会のすべての構成員を均しく同 うもないと言わせるのでは、人と人がどうして公平と言えよ おそらく優れたものを選んで従うとし、弱者にただどうしよ を排斥するのかを問わなければならない。 もし国家法が一揃 いてこのような伝統或いは過去の法制に由来する社会の規範 いう「然ル応シ」の高みから、 な「実八然リ」に直面して、国家は人民のために存在すると てなお十分頑強な存在であるとしてでもである。 し形式的法治主義を気にするだけで、この「法」自体が正当 の国家の法秩序の下に置くべきだと強調すべきなのではなく、 一人の個人の求めるものを顧慮していることであり、 「法による」は「正義による」国の統治に等しいのである。 一般人民はどうしてよいのかわからず、社会上の強者が 社会にもまた一揃いの「法」が存在するというのであれ 国家はどのような理由に基づ おそらく逆に各種 今このよう ゆえに

> (名城 '15) 64 - 3 -

うな「法治」は人民の幸福について言えば意味を持たず、 また受け入れられるべきかもしれないが、人民によってこの と国家法が衝突する時、それは消滅すべきかもしれないし だ統治階層に便宜を図るのみである。 総じて言えば、民間法 徹底した人民抑圧の暴力を振わせるであろう。そしてこのよ た

選択がなされるべきなのである

上述の問題を考えるために、まず一九世紀後期の西洋の近

るべき規範の方向と内容を提起するつもりである 国家法に定められた台湾社会内の漢族或いは原住民族の一般 或いは受け入れるかを決定したのか調べねばならない。 代法体制及び概念が東アジアに導入され、続いて一九世紀の 実を得た後、さらに今取るべき法理念を価値選択上の基準と 定権力をもつのか。 人民は、政策決定過程で決定できるのか或いはどの程度の決 的な受け入れにすぎないのか、それとも永久の受容なのか の慣習に直面した時、どのような考えに基づいて排斥するか 末に台湾にもたらされた後、一体近代型国家の法は台湾社会 法の制定/立法論或いは法の適用/司法論において、 法律史の考察を経て関連する法経験の事 過渡 あ

二、植民地統治のために近代法の用語によって 受け入れた慣習

台湾の漢族の慣習

(-)

施行された時、 ここにおいて、日本の近代民法典が一八九八年七月一六日に 漢族に属する福佬人と客家人の外、なおマレー・ポリネシア と称する台湾の漢人(社会では徐々に「台湾人」と称され、 湾を西洋人の称する「植民地」とみることにじ、琉球のよう 上で違いがあると理解され、ゆえに統治政策を定める時、 抵抗にあい、そのため地元民と日本人は確かに種族・文化の することとなった。日本人は台湾においては人数は少なく、 「内地人」と称す) である時のみ日本の近代的民商法典を依用 民商事法律関係の中の一方当事者が日本人 (当時の法律上は 系民族であるが漢化した平埔族も入る) の慣習を位置付けた。 局は「被植民地民族の旧慣」を以て、当時の法律上「本島人」 な日本内地の一つの県のようにはしなかった。 日本の統治当 一八九五年の日本が台湾を領有した初期には地元民の武力 台湾では種族別にその適用できる範囲を限り

日本の統治当局はやはり自己利益の動機から、 地 の領域は、台湾植民地では全帝国に従って日本の近代的意味 国家統治権の行使と関係が最も密接な公法・刑法・訴訟法等 たのは、 の法制を施行し、 る意であった。 酌し、且つ武装抗日の主力である台湾人の地主階層を安撫す 常に現地人の慣習によりその民商事事項を処理することを参 本の近代民商法によらずに台湾人の慣習によって定めるとし 特別法制」の一部となった。前述の台湾人の民商事事項は日 社会の慣習を排斥するとの基本的態度に回帰した。 日本帝国の植民地の位置付けの下、 実は西洋の強権がアジア・アフリカの植民地法制で 同様に西洋の植民地強権的手法を参照すると、 台湾人の慣習によらず、 台湾人の慣習規範は 明治の国家法が在 台湾漢人伝統 しかし

止したことは、とりわけ注意するに値する。

定法化した「慣習立法」の例である。 いは でそのまま用いた。上述四項の法制の条文中には「旧慣」 地方政府の民事争訟調停等の制度に改め、 例」である。一九〇四年の時にはまた司法経費を節約するた 制定・一九二一年廃止の笞刑を実施する「罰金及び笞刑處分 を負わなければならないと要求する「保甲條例」、一九〇四年 制定・一九四五年廃止の保甲の内地人の犯罪行為は連坐責任 な慣習立法を借りて統治コストを低くし、 のやり方を、近代法制の組織枠組みで、警察機関の犯罪即決 の伝統中国地方衙門の処理する笞・杖及び戸婚田土銭債事務 めに、近代法上の行政・司法分立の原則を考慮せず、 「習慣」の文字は現われないが、 植民地政府がこのよう しかし慣習の内容を制 近代法の伝播を阻 日本統治の終結 旧時代 ŧ

べきであると指示していたので、ゆえに各事件を処理する司法機関はすでに台湾人にのみ及ぶ民商事事項は、「旧慣による」査等の行政作業上の各事件に適用された。詳しく言えば、立での方政作業上の各事件に適用された。詳しく言えば、立に日本に従って近代法とその法概念を採用したので、ゆえにに日本に従って近代法とその法概念を採用したので、ゆえにに日本に従って近代法とその法概念を採用したので、ゆえにといる。

のいくつかを国家法制の一部に転化した。

例えば一八九八年

(名城 '15) 64 - 3 - 91

用手続を経て、

なのである。換言すれば、上述の制定法と国家機関の法律適 よる」はつまり「法例」の第二条の言う「法令の規定による」 習法に準拠できるとし、そして前掲の律令の定める「旧慣に

台湾の漢民族集団のいくつかの社会の慣習は、

則は するので「小前提」となると考えられる。 できるものである。さらに進んで前に述べたように、この規 より認めた」慣習は「法律と同一の効力をもつ」、即ちこの慣 本内地と同じく効力を生じた。その第二条は「法令の規定に 勅令の指定を経て台湾において一八九八年七月一六日より日 効力をもつ規則は、日本の帝国議会の制定した「法例」 処分) の結果となる。これら旧時にあり、今なお一般規範の 法的効果が た各事件中の事実が確かにすでにこの規則の構成要件に該当 遍的な適応性を具える規則 (法規範) であると認めることが なす時、やはりすべての社会の構成員がみな守るべきで、 存在し、 という憲政の原則の下、何が「旧慣」 「法の適用」の法的三段論法上の「大前提」である。 且つ日本統治時期に至って、 即ち台湾人社会の中で、旧時代 (清の統治時期) に 「結論」となり、 即ち法的判断(裁判或いは行政 裁判或いは行政処分を かを認定せねばならな 最後にこの規 は 崱 普 ま の

ころとはならなかった。

続法、行政法等の面で、 であり、また近代化の結果の一つである。 うし、これは清朝のような非近代型国家が提供できない保障 事法上の法源となった。そして近代型国家が強制力を以てこ ると認められるので、「慣習法」の姿が受け入れられ国家の民 「権利義務の関係を定める社会規範」で且つ「法的確信」 の慣習規範中の規則が貫徹執行されることを確保するであろ 台湾人の慣習は国家法の承認すると しかし、 刑事、 があ

法或いは行政機関は

「法による裁判」

或いは

「法による行政」

て構築される一つの「普通法」(common law) 類似の体系と きるだけ早く西洋法典を導入し、 たのである 台湾人の慣習は原則上国家法の承認するところとはならなかっ した (後述参照)。しかし、刑事、手続法、 本国の「普通法」の体系とする規範モデルを採ることはなかっ 結果から言えば、前述の如く、 植民地台湾では台湾人の慣習法を、民事法上法院によっ 明治初期の日本の内地はで 日本人の慣習法を集めて日 行政法等の面では

或いは憲政上法律の最終解釈権をもつ法院に頼ることができ ない (「成文となっていない」) だけであり、 に」社会中に存在すると見られており、 これらの「旧慣」と称される規則 (法規範) ただまだ書かれ ゆえに行政機関 はすに 「事前 てい

るだけで、

個々の事件を処理或いは審理する時にこれを「発

的規範を成文法化/制定法化し、 である。 つ規則を各事件の事実に適用しこの事件の法的判断をしたの れにより行政及び司法に便とし、 に基づいて、台湾人の「旧慣」上の規則は何かを解釈し、 査は大陸法の法概念とすでに大陸法化した日本民法上の分類 なってもらうこととした。この会は最終的に有名な『台湾私 鞭をとる岡松参太郎教授を招聘し、台湾で旧慣調査事業を行 民政長官はドイツへの留学経験があり京都 [帝国] 大学で教 るであろう。一八九九年一二月、児玉源太郎総督と後藤新平 民の怨みを買い、おそらく植民地統治の安定性に打撃を与え ものであった。 人の行政或いは司法官員について言えば、 を継受して間も無いうえ、台湾の漢人の生活経験もない日本 見する」。このような旧慣上の規則を認定する作業は、大陸法 六冊と『台湾私法附録参考書』七冊を出版した。 この調 一九〇一年に成立する臨時台湾旧慣調査会の責任者と 或いは民商事立法上、「旧慣」中に見い出される一般 もし個々の事件の認定がまちまちであるなら、 旧慣」 即ち当時称された「旧慣立 中の普遍適用性をも 実に困難を極める そ

日本の国家機関に認定されて「旧慣」とされ慣習法となる

旧慣調査報告は明らかに、

合資会社の株主は株式の比率に応

としたのである

る「旧慣」は、 ると認定し、大租戸はただ小租戸より大租を取るにすぎない 機関の土地調査局は南北一律に小租戸が均しく「業主」であ 業主と認められるとした。 しかしながら国家として権限ある 分で用意した元手で開墾しているので実質上土地を支配する ば大小租関係の慣習に関して、 性のある規範を整理することになるのは免れなかった。 或いは極力一致性を追求するために、 よって、それぞれ異なる慣習をもっていた。 や客家人の別により、或いは台湾のどの地域に移住したかに 完備しておらず、且つ清の統治時期の漢人移民或いは福佬人 律例等の官の成文規定の中には若干の規範があるといえども 治時期の近代法の言うところの「民事事項」に対して、 ものは、 認した慣習法とは、 とした。且つ臨時台湾旧慣調査会が報告書の中で認定してい 南北には違いがあることを受け、 る方式で、普遍的に全台湾で適用もされ法的意義をもつ一般 族集団或いは台湾各地の相異なる慣習に直面し、 必ずしも台湾人の真実の慣習と合致しない。 民事法律に対して最終解釈権をもつ法院の承 内容においても全く一致しない。 臨時台湾旧慣調査会は台湾の 南部では多くの大租戸が自 大同を取り小異を捨て 日本当局は各民 便宜を図り 例えば 清 例え の 統

兀

習は同じとは限らないが、しかし直ちに全面的に西洋よりの ないのである。 国家の慣習法上は、 且つこの書き方はかなり漢族の法伝統に近い。しかしながら ことができたのである。 初期の台湾人は巨大な衝撃を受けることを束の間の間避ける 法文明を適用した日本の近代的民商法に比べると、日本統治 るところであっても、やはり国家法/慣習法の一部とはなら 即ち国家が強制力を以てこの慣習を支持することを拒絶する 国家の公序良俗に反すると考え、その法的効力を承認せず、 合資会社はそうだとしている。 また、法院がもしある旧慣が 「連帯責任」を負うべきであると認定し、とりわけ商事の この時この旧慣は、たとえ旧慣調査会の報告が承認す 法院の認める民事慣習法と台湾人の実際の慣 台湾総督府法院は「旧慣により」、この時

じて合資会社の債務に対して「無限責任」を負うとしており:

るものを指し、 習法と認められれば、「権利者」である者は法院制度によりそ 制においては、 の利益の獲得を確保できる。すでに近代化した日本帝国の法 近代的権利制度の下では、 これを実施する力或いは地位を貫徹できる。 与えられたこの特定者は法律上の制度を通し 「権利」は法律が特定者に一定の利益をもたせ 一度社会の慣習が国家により慣 「権利」 をも

> ある。 ない。 権利と義務を内容とした民事法制度を構築するのである。 ある種の権利をもつかを指摘し、それによって一つの各種の なる要件の下である特定の人がもう一人の特定の人に対して から、その中に存在する一般的規範 (規則) 務額の半額を給付すればよいと判決することはできないので る場合を除いて、任意にこれらの利益を増減することはでき を義務者に給付を命じなければならず、法律に別に規定のあ するなら、即ち権利者により請求されるところの利益の範囲 できることを含んでいる。 きるのであり、法院にこの義務者に履行を命ずることを請求 ような範囲の中でこの利益を実現すべきかを自主的に決定で つ人は保障されたこの利益に対して、「義務」を負う人がどの 例えば法院は任意に債務者がただ債権者の請求する債 前述の旧慣調査事業は即ち台湾人の民事に関わる慣習 法院は一旦この権利の存在を確認 現在耕作する小作人に対し を説明し、 か

は資産家にかなり有利なのは確かである。 を尊重しているが、 Ł て小作料を請求する権利をもつが、大租戸は小租戸に小作料 えば小租戸は「業主権」をもち、 を請求する「大租権」をもつ。清の統治時期の法制と較べる かなり明確で予測可能性をもち、 しかし現実には社会の中の地主階層或 且つかなり人民の決定

١١

超えることを得ず、その他のものは百年を超えることを得な

もし定めた期間が前項の期間より長いなら、前項の期間

は次のように定める。「土地の賃借の間は、

賃貸借は二十年を

寄るようにさせられた。例えば、一九〇〇年の律令の第二号国家の制定法に改正され、その規範の内容を近代法制に歩み

別の面では、

権利を与えるに足る慣習法は、

またおそらく

式の日本法上の一物一権主義を実現した。 基権、 帳にすでに登録してある土地の業主権・ は律令で制定した「台湾土地登記規則」の第一条が、 完全に廃止し、一つの土地には小租戸のみがいかなる民事法 ものである。 上の負担も附さない業主権をもつものとし、 わけ大きいのは、一九〇三年に律令で定めた、慣習法上の大 百年を超えることができなくなり、慣習法上の佃権の存続期 合の下で適用される。もともと慣習法上期間の制限のない地 に短縮する。」この律令は 権の設定や租額の増加はもはや行なってはならないという もまたよって二十年を超えることができなくなった。 永佃権 「特別法は一般法に優先する」に基づいて法条文の競 一九〇四年に再び律令で大租戸がもつ大租権を 地的役権等の権利は、 「旧慣による」ことを定める律令に 即ちこれにより期間が 胎権・ また一九〇五年に ヨー ロッパ大陸 典権・ 土地台 贌耕権 اع

> パ大陸式民法類似の質権に変えられている。 (^{④)} れた後は優先して清算を受けるものとなり、 内容のない胎権者に与えたのである。 先して清算を受ける権利を、 中の抵当権者のもつ抵当物の競売を申請してそれによって優 権に準用する」の条文が、 きると定め、日本の「競売法中...抵当権に関する規定は 登記していた胎権は、 全く異なることとなった。この律令の第二条はさらにすでに で ことができるので、 た慣習法上の典権は競売法中の質権に関する規定を準用する の他の債権者に優先して自己の債権の清算を受けることがで の得喪の変更は、 本来慣習法上の一旦意思の合致があれば効力を生ずとは 登記を経なければ効力を生ぜずと定めたの 債務の担保に供した土地は現金に変えら 債務の担保に供した土地について、 即ちヨーロッパ大陸式の日本民法 もともとの慣習法上はこの権利 同様に、 すでにヨーロッ すでに登記し そ

> > (名城

'15)

64 - 3 - 87

台湾の原住民族の慣習

の適用の外に排除されていたからである。日本が台湾を統治治下の高山族原住民の身には起きていない。なぜなら近代法上述の近代法により社会の慣習を改変する過程は、日本統

はあった。 た。 かったのである。これは日本統治時期の国家法中、 要はないと考えられた。よって、明治憲法体制による制定法 原住民に対しては、根本的に近代法によりこれを統治する必 刑事法院で刑の判決を下されたりして、近代法に触れる機会 用したり、 まず普通行政区内に住む高山族原住民だけは、民事法院を使 族原住民の民商事項については、 族について定める「台湾民事令」のような律令で定めた高山 事項」の要求は、 のレベルの規範で民事・刑事等を規制すべきとの「法律保留 権によって「蕃人」或いは後に「高砂族」と呼ばれた高山族 民族に統治され漢族と清朝に「生蕃」と呼ばれ、また日本政 (裁量権力によって処理をしたということである。 或いは刑事事件のために検察官の起訴にあったり、 高山族原住民に関する法律事務には及ばな いずれも理蕃警察がその行 蕃地に住 台湾の漢

した初期は法律の論述上、

日本の政権がやってきた時まで異

の

当局は高山族原住民の慣習を調査するとはいえ、 とはならなかった。 個別の事件に適用する必要がないため、 まさに制定法上の「旧慣による」のような規定を欠くため 高山族原住民の慣習は国家法上権利を与えられる慣習法 行政或いは司法上「慣習法」を捜し出し ゆえに日本の統治 台湾の漢族

> 原住民の慣習規範を採用して判断するのか例を挙げて説明す る殺人行為について、理蕃警察はおそらくどのような範囲で るかは、一定のよるべき規則はなかった。ここで重大事であ 判断によれば、どのような状況の下で原住民の慣習に準拠す る時の参考基準の一つとなった。 民の慣習は常に国家機関が高山族原住民の個別事件を判 政法等の諸事項を含み、いずれも原住民の社会の慣習が一定 ことである。民事事項だけでなく、さらに刑事、訴訟法、 かった結果は、これらの原住民族の「事実たる慣習」 統治時期の国家が原住民社会の固有規範を「慣習法」とみな 考としたのである。しかし特に注意するに値するのは、 であり、それにより国家権威が各種の統治措置を取る時の参 り全面的な原住民の生活習俗と慣行 (事実たる慣習) の探究 いる一般規範としての規則を尋ねるようなものではなく、 程度その実質的な規範的力を発揮することを許したのである。 の政治を行なう過程で取り入れられねばならなかったとい 換言すれば、日本統治時期は国家の「施し」の下で、 |慣習に対するようにあれこれ聞き出して普遍的に守られて 単純な殺人行為については、 加害者と被害者が同じ社に 理蕃警察のなす個別事件の が国家 日本 原住 断 ょ す う

属すなら、

警察は多くは双方が社の慣習に従って解決するよ

ತ್ತ

しれない。

した事件では、警察は加害者を法院に送り近代法により処理

この時原住民の慣習は即ち全く発揮の余地はないのであ もしこの殺人行為が、原住民の慣習に基づいて認められ

あるいはそれはかなり近代刑法中の罰金に近いからなのかも 入れることは好んだ。おそらく財物を金銭に換えるにすぎず、 ことは受け入れず、その慣習中の「贖財」の制裁方式を受け ば原住民の慣習の中の「林間で数年独居する」を制裁とする 察は常に慣習によって処理したが訂正もしたのである。

少数のすでに二つの社の間に仇敵関係を引き起こ

じり、 民の慣習によらずに制裁する。 のなら、 することを要求した。 人の時は、 島人」と称する漢族と平埔族の間及び日本人との間に生じた されることになる。且つ常に慣習上と近代式の刑罰が入り混 正当であると認めることは拒絶するので、 た仇敵ち或いは首狩りなら、この時警察は慣習によりそれが 例えば見舞金を被害者の遺族に与え当該加害者を拘禁 加害者が高山族原住民で被害者が本島人或いは日本 被害者の受け止め方を考慮し、 また、 もし事件が高山族原住民と「本 加害者が本島人或いは日本人 通常は高山族原住 ゆえにやはり処罰

> 母系によりその身分を定めた。 生まれた子女は、国家の戸政機関はアミ族慣習に基づい 発揮する空間をもつ。 例えばアミ族と本島人の婚姻によって るのであれば、高山族原住民の民事事項はさらに慣習規範を 治権威と関係が最も密切な刑事制裁がいずれも慣習を引用す これは原住民の慣習上の裁判方式に近いものである。 習によって解決された。 である時は、 には数百円と豚や酒等を被害者の家族に交付させるのだが、 きところだが、常に被害者が高山族原住民であるならその慣 本来日本の刑法によってこの加害者を処罰 例えば本島人或いは日本人の加害者 国家統

> > (名城

'15)

64 - 3 - 85

慣習法の抑圧 日本の国家主義に基づく慣習立法の排除と

(--)慣習立法より出でた台湾政治共同体の最初の民法草案

文となることができ、 での また個別の制定法の改変を経ており、 法条文上言う「旧慣」 「新しい」産物なのである。 即ち「慣習立法」を進め、 Ιţ 法院の解釈を経た慣習法であり、 その内容はやはり直接法条 実はすでに近代法の下 法の正当性

う協調させ、且つ社の中で互いに殺すことを禁止するタブー

もし殺人行為が異なる社の間で生じたなら、

例え

に従わせた。

めに、 る)の作業を進めることに着手した。一九一四年までに、 体的な概念体系を具え即ち「法典」と称すべきことを強調す する臨時台湾旧慣調査会の第三部の立法部は、旧慣調査事業 「普通法」の体系は採らなかった。よって、 時にはイギリスさえ「参照した」と記している。 この外台湾 といえど、各条文は常に日本、ドイツ、フランス、スイス、 これらの法規範は台湾人のこれまでの慣習に源を発すと称す 業令」、「台湾合股 [合資会社] 令」等の律令草案。 「台湾非訟事件手続令」、「台湾人事訴訟手続令」、「台湾祭祀公 湾親族相続施行令」、「台湾不動産登記令」、「台湾競売令」、 下のものが完成した。「台湾民事令」、「台湾親族相続令」、「台 九〇九年より最終的制定法化或いは法典化 (筆者注) その全 の既定の 大陸法系の近代法は、法の明確性、予測可能性を強調するた 内容を示すだけであるのとは違っている。況や日本が採った 慣習法が、 り自発的に外国法を内に含む様々な法規範を取り入れるので、 これまで成文法典を民事法源として、成文ではない 「慣習法」から「慣習立法」 法院がすでに受理した事件について受動的に法の への方向に従って、 岡松参太郎の主導 草案中で 以

> 点の参与が欠けているとしてでもである。 化した重要な成功例である。それがたとえやはり台湾人の観 したのである。つまり国家法と民間法の双方を尊重し、 して制定した国家法が全面的に一般の人々の法生活を規範化 即ち近代の法制の枠組みの下で、在地社会の法律観念を参酌 法律適用時には法的三段論法上の「大前提」となった。 台湾人の慣習の内容をもつ成文法条文に等しいものとなり、 もしそれが立法手続を終え且つ施行されていたなら、直接に 草案を、「一九一四年の台湾民法草案」と総称できるのである。 結合させるもので、台湾の各種民事事項を規範化する法典の 湾人の慣習法とヨーロッパ大陸・日本等の国の近代型民法を 更を加えることも引き継いだ。 これらは司法機関の作った台 総督府法院と特別民法は始めからもとの慣習に対して極力変 また — 体

認識ではなく、国家の立法上の行為なのである。予測性があ

の基礎とすることができ、決して慣習法のような社会の共通

かしながら、当時の植民地台湾のなすところの旧慣立法はそ 習を軽視した日本民法典の参考に供しうるものであった。 起したと考えており、これは当初 (一九世紀末) 日本人の慣 含むが、高山族原住民は含まない) の必要とする民法典を提 すでに一つの当時の台湾人民 (台湾人と台湾にいる日本人を のさらに奥深い政治的意味があった。 学者としての岡松参太郎は自ら慣習立法のモデルを通じて、 もし自ずから一つの政

治単元

(植民地)となる台湾で、

前掲の日本の内地と異なる

 $\frac{-}{0}$

利であり、 は法律の上での差異が固定化され且つ制度化されると宣告さ 玉・後藤時代の 天皇の 述の法典草案(律令案)に関して東京の内閣に持ってゆき、 となるには有利である。よって台湾総督府は一九一四年に上 を日本人に転化させる全体的な国民国家を構築する工程に不 れるに等しい。これは文化とアイデンティティの上で台湾人 九一四年の台湾民法草案を施行するなら、 はそのまま捨て置いた。 「勅裁」を得て公布・施行しようとしたが、すでに児 逆に台湾が他日自治的な植民地、 「旧慣温存」 一九一九年になって日本帝国 の統治策を採ることをやめた内 果ては独立国家 台湾人と日本人 台湾民事法制の ば

日本の国家主義が権力を握った日本統治後期の台湾民

ではない民商法典の施行を進める方向に向かっていた。

近代化の方向は、 「内地延長」

台湾自身のもの

は

の植民地統治政策を確立した後、 すでに日本のものであり、

下での産物であり、 日本の近代民商法典はもともと日本の国民国家構築過程の 今やさらに台湾人を日本人に同化するた

を残し実質的内容がおそらく在地社会から来ており、

その余

して一九二三年の後、さらに縮められほぼ民事の家族法だけ は主として在地社会の一般の人々の法律観より来てい 審査させた。総じて言えば、もともと日本統治前期の国家法 ずる関係を避けたのである。 台湾人の親族・相続事項或いは祭祀公業についてのみ、 当権に転換された等々である。 不動産質権に転換され、慣習法上の胎権は日本の民法上の抵 台湾民事慣習法上の典権は日本のヨーロッパ大陸式民法上の れも近代法上の相対応する各種の権利に転換された。 習法はこの後すべて効力を失い、 適用する。 法事項には日本が西欧から継受した近代民商法典をいずれ ||三年||月||日からの日本統治の後期は、 がら社会の中の慣習がみられる空間を最小限に縮めた。 めにその効力を台湾に延長するようになると、 の中では、民事実体法の面だけを残して、 値観に基づきそれが慣習法として受け入れられるかどうかを 会にどのような慣習が存在するかを確認させ、 「慣習による」と定め、用語すらもまた「旧」 ゆえに日本統治前期の財産法事項と相関連する慣 そして台湾の近代法院に今の社 日本統治後期の制定法上は 過去の旧慣上の権利はい 法規範の実質内容 台湾人の民事財産 また国家の価 それは当然な 時代を引き 例えば、 それ 一 九 そ ず ŧ

> (名城 '15) 64 - 3 - 83

それが慣習であると認めるが公序良俗に違反するのでそ

以下のようないくつかの類型がある。 湾の漢族の法伝統が国家法の受け入れるところとなるか、 れられるかを決定するものであった。これを詳しく言うと、 かを決定し、それによって今の慣習の地位が国家法に取り入 てすでに普遍的に遵守されるべきとの共通認識が認められる いはすでにどの程度西洋からきた近代法が社会のそれに対し ているので、 台湾人の親族・相続事項は、国家法は慣習法モデルをとっ ゆえに台湾総督府法院の態度はなおどの程度台 或

る等である。

は皆外来の近代法となったのである。

時は、 招夫、 ない等を含む。 ること」を目的とし、養女は「娘となる」ことを目的とする を借りて解釈した。それと「養女」は慣習法上二つの異なる の伝統に属する童養に対しては、大陸法系の「養子」の観念 に帰ろうと願うなら夫の家の尊親族の同意を得なければなら 養子縁組関係」と認めたのであるが、 慣習法で社会の現存の慣習を承認する。 両者は全く異なる身分関係となる 常に近代法の概念から出発して、例えばもともと漢族 童養、養婿等の婚姻類型、及び夫死亡後の寡婦が実家 しかし法院はこれらの社会の慣習を承認する 童養は「息子の嫁とな 即ち、 妾 招婿、

> の協議による寡婦の追い出し、螟蛉子 (異姓養子) を買い 求すること、女子の典胎、 売買金に当てること、離婚時に妻の実家に結納金の返還を請 引の客体とすることや或いは個人の尊厳を無視する結納金を れが国家法上効力を生ずることを認めない。 妻の贈与や売買、 妻の放逐、 例えば人身を取 取

とである)、今の慣習によって、 を理由に (筆者注 変化、文化の発達にともない、すでに改善されていること」 はあったが、しかしかなり抽象的で「上述の慣習は、 ように、旧時確かに実父と養父の合意ですでに十分との慣習 産は相続できない。 いるとは認めない。 本民法上の「家督相続」がまた台湾人の新しい慣習となって 考え、ゆえに戸主の身分の相続は承認する。しかし法院は日 台湾で「戸口」制度を実施して「台湾人の慣習」となったと となっているとする。 の民法上の「戸主」の概念はすでに長期 (一九〇六年より) (3) 「新しい慣習」をその規則を認めてすでに慣習法の一 社会の実状はこの通りであるかは別のこ また法院が養子縁組関係の成立を認めた ゆえに台湾の慣習法上の戸主は単独で家 例えば法院は日本統治の後期に、 養子が同意するか或いは実の 時勢の 日本

父母が養子に代わって養子縁組の承諾をしなければならない

ある。 民法が設ける双方当事者の同意を経るにかなり近づけたので とした。 これによってこの養子縁組関係を近代の個人主義の

同時に

即ち、

法院は一九二二年

ある。 やはり台湾人の慣習を考慮している。 婚請求権はまた台湾人の慣習でないので、 日本の民法親族編の離婚関連規定を適用できず、この裁判離 運用できるが漢族の法伝統中に存在しないと考える近代法上 源となる慣習法を補充している。もう一例は法院が台湾人は 法源とするのみであるのだが、ただその権利内容は明らかに を迎えること」等は裁判離婚の事由とはできない。 慣習法の概念の枠内の操作であり、ゆえに法理で (間接) 別れる時は、「法理において」夫と同等の対応を受けるべきで 天賦の自由を束縛し、公序良俗に違反する」、ゆえに妾が夫と 慣習があるが、しかしこの慣習は「妾の人格を無視し、 と別れることができる一方、妾は夫と別れることができない の時に次のように言った。台湾人は確かに夫はほぼ任意に妾 裁判離婚制度を認めたことである。 つまり法理を法源とするようなものであるが、 「法理」を法源とする。 法院は同様に日本の民 しかし例えば「夫が妾 法理論上は法理を 台湾人は やはり その 法

のである。

とすべきで、 日本の民法相続編の関連規定はおそらく「法理」を適用した に台湾人の慣習の一部になっていると認めた (筆者注 ずれも近代法上の限定相続と相続放棄の制度に関して、 容に対して重大な影響力をもつ姉歯松平裁判官、 お「法理」によって国家法中に取り入れられることを認めた。 り消しを主張でき、それは台湾人の慣習でないとしても、 の現状はすでにこの通りであったかは疑うに値する)。 六年高等法院の「裁判官連合総会議」 また、日本統治後期の台湾人の親族・相続事項の国家法の内 同時に慣習法と法理を法源とするようなものな の行なった決議が、 及び一九三 ゆえに すで L١

は何かに対して、この草案の内容はおそらく共鳴を引き起こ 有しており、それで台湾人の親族・相続法規範の「すべし」 統治時代の法官たちは、一九一四年に台湾の民法草案を完成 統を改変していたとしても、しかしもし一九一四年の台湾民 用して)、すでにある程度台湾の漢族の親族・相続面での法伝 した岡松参太郎等の法学者とヨーロッパ大陸法学の観念を共 たであろうし、とりわけ近代化の幅は大きかったろう。 法草案の慣習立法を採用していたなら、 改変は大きくなりえ 法院は慣習法モデルによって (或いはさらに 「法理」 日本 を適

法典を適用しない状況の下で、台湾人は婚姻の無効或いは取

Ξ

は司法機関が受動的に認めた慣習法に比べ、

より社会の現存

たのである。 ⁶⁴ するつもりはなく、それによってその日本統治に対する支持 子縁組は双方の父兄の決定を経る必要はなく、当事者である ゆる「新慣習」という言い方を採りはするが)を採用し、 中の台湾人の親族・相続法の表わす見解について、後に常に を取りたかったのである。そこで司法関係者は大変「自制」 治当局は立法手段をとってこの階層のこのような利益を剥奪 当時はやはり台湾人社会の中の有力階層であるので、 止することを主張していたが、しかし妾をもつ者は日本統治 松参太郎等は一九一四年の台湾民法草案の中ですでに妾を廃 としての法律理念を強調する学者に比べ、より多くのことを 影響をもたらすであろうような法律見解に対して、通常知識 養親と養子双方の同意の契約をすべきであると認めた。 法院が慣習法を形作る時に援用されるところとなったのであ 国家の司法官僚である法官たちは、国家統治上おそらく 例えば、法院は一九二九年にこの草案の取る見解 「公序良俗違反」を理由に妾を否定することは願わなかっ 改革に一歩踏み出すことを願わなかった。例えば、 一般的に言えば、 積極的に法を定める慣習立法 日本統 (いわ しか 養 畄

したのであろう。ゆえについに施行されなかったこの草案の

りできるだけ日本内地の身分法を見習うとし、 総督府法院が台湾人の親族・相続の慣習法を認めた時にやは 府はその必要はないと考え受け入れなかった。ところが台湾 する親族・相続両編の適用の排除を主張したが、帝国中央政 住の日本の司法官僚は、 調とする日本統治後期には、台湾総督府と姉歯松平等台湾在 るという慣習と重大な衝突をするのである。「内地延長」 続は日本統治当時の台湾の漢族のすべての子が家産を継承す ざるをえず、例えばその取り入れている日本伝統上の家督相 本人の慣習を受け入れている日本の親族・相続の両編に従わ 変を加えられるだろう。しかしこのために台湾人はすでに日 施行するなら、台湾人の現存の慣習に対してさらに大幅な改 の慣習を改変できるのである。 九二三年日本民法を台湾に施行した時、 もし直接台湾に日本の近代民法の中の親族・相続の両編を いずれも制定法上の取り消しである 台湾人の行為に対 まるで植民地

を主

本内地の法律を見習って台湾の慣習法の近代化を高める如き 慣習法の「日本化」は「近代化」より重要であり、 よって日

る台湾の日本人官僚について言えば、

台湾人の親族・相

64 - 3 - 80

いるかのようであった。このような日本の国家主義を強調す の日本人の官僚はより台湾人を同化せねばならないと感じて

'15)

(名城

述べた。これらの措置はやがてすぐに日本が戦争に敗けて実 での施行を提起し (但し例外的に台湾人に対して家督相続は 本当局は台湾植民地の人民を動員して参戦させるため は心の中では近代法を慣習に代え、台湾の漢族と原住民に与 現はしなかったが、しかしここからわかるのは当時日本政府 む近代法制を高山族原住民の間にも施行するつもりであると 適用しない)、且つ一九四五年から一〇年間は、日本民法を含 改善」の措置を提起した時、再び民法親族・相続両編の台湾 '「処遇 Ιţ

日本化の副産物にすぎないのである。

日本統治末期の日

四

には、 ている。 史実践はこうではなかった。一九二〇年代に現れた第一世代 立法路線をかなり支持しており、 の台湾の法律家は、すでに前掲の問題に対して意見を表明し 立法のモデルで行なうべきかである。 ただ日本統治時期の歴 統である慣習と近代西洋文明より来たる近代法が衝突した時 るなら、台湾人に自己決定させるべきで、それは漢族の法伝 人民の利益に最も合致する法律改革方式だと考えた。 しかし今の民主的価値観から言えば、もし「恩恵」 一体どちらを選択すべきか、また慣習法か或いは慣習 例えば弁護士であった鄭松筠は、 慣習法を法典化することは 岡松参太郎の旧慣 蓋し異 を与え

日本の植民地統治下では、日本帝国は終始台湾人の政治的

ŧ

問題に対して様々な考え方と理由があったであろう。 致しない慣習は排除すべきことを望んだということがわかる。 親族・相続事項だけに限って慣習法を適用し且つ近代法に合 且つ最終的に慣習立法を採ることを期待しており、もう一人 え鄭と林の二人が政治上で同様に植民地自治を主張しようと しかし妾をもつことや童養等は廃止すべきだと考えた。 いので、 ただ親族・相続事項はかなり固有の慣習を重んじねばならな の総則、 するところに応ずるには不十分であって、 の必要があり、伝統的な商事慣習法は資本主義経済の必要と 『臺灣青年』の主筆の林呈禄は、商法と財産法は「超前立法」 保持されるべきだからであろう。 と異なる台湾人の民事慣習法が、公序良俗に反しない限りは、 はみな慣習法中に反映されるので、ゆえに日本の近代民商法 なる社会は常に異なる価値と人に対する態度をもち、 おそらくその他の台湾人エリート或いは一般民衆には、 は植民地国家法がより多くの近代法を取り入れることができ、 しかし一人は植民地国家法が幅広く慣習法を保持でき、 ゆえに台湾人の慣習法を適用すべきであるものの 物権、 債権の三編は早期に台湾に施行すべきだが、 時の在野の批判的な期刊 日本の近代民法中 これら たと

える「恩恵」としようとしたことである。

(名城 '15) 64 - 3 - 79 といいである。 日本帝国は一九四五年に敗戦によって瓦解しまた台湾の統治 日本帝国は一九四五年に敗戦によって瓦解しまた台湾の統治 にまだ独立建国の意識を形成しておらず、現実上もまた政府 を接収し管理できる台湾人の政治団体はなかった。ゆえに鄭 や林のような台湾人の立場から慣習と近代法に対して示す見 や林のような台湾人の立場から慣習と近代法に対して示す見 や林のような台湾人の立場から慣習と近代法に対して示す見 がった。高山族原住民族に至っては、日本統治の世を通じて があるだけであろうし、且つ近代法と原住民の慣習に関して があるだけであろうし、自つ近代法と原住民の慣習に関して があるだけであろうし、自つ近代法と原住民の間間に対して示す見 があるだけであろうし、自つ近代法と原住民の間である。 と設置することを願わず、よっ 異議者の要求する「台湾議会」を設置することを願わず、よっ といように対しては、自つ近代法と原住民の情習に関して があるだけであるうし、自つ近代法と原住民の情習に関して があるだけであるうし、自つ近代法と原住民の情報によって相互の弁 とのように対してある。

注

- ○二年)二一八頁。○二年)二一八頁。
- (~) 参照: Dan F. Henderson, "Law and Political Modernization in Japan," in Robert E. Ward ed., Political Development in

- Modern Japan (Princeton, NJ: Princeton Univesity Press, 1968) p. 432-433。 一八九〇年代初期に日本で教鞭をとったアメリカの教授John Henry Wigmore の考えは近代型法典内の法制度・規則及び原則は、日本の慣習にその基礎を見い出すことができ、実は近代の法理と概念を用いて日本の江戸時代の法制を再解釈できると指摘するものである。 参照、 Kenzō Takayanagi, "John Henry Wigmore" in John Henry Wigmore ed. Law and Justice in Tokyoawa Japan. Part 1: Introduction (Tokyo: University of Tokyo Press, 1969)。
- (四) 参照、Olivia F Robinson, T David Fergus, & William M Gordon, European Legal History: Sources and Institutions (London: Butterworths, 2nd ed., 1994) p.257-258。
- 「人会権」を定めた。参照、前掲注(1)山中永之佑編著二二四、「人会権」を定めた。参照、前掲注(1)山中永之佑編著二二四の例外的であるのは、法典論争の中である一派が旧慣を考慮すり。参照、前掲注(1)山中永之佑編著二一六 二一七頁。かな「一、
- 補版、筑摩書房、一九八八年) 一四〇 一四一頁。(5) 詳しくは参照、団藤重光『法学入門』(『現代法学全集1』増
- 法作用に基づいて作る法規範であるので、両者は異なる。しか用に基づいて作る法規範を含むが、後述する制定法は国家が立た、行政、司法等の作(6) 参照、柳澤義男 "実定法の体系と原理』(八千代出版、一九七

'15)

- 法」と positive law を訳さない原因の一つである。 べるようなものが時に見受けられる。これもまた筆者が「実定し、論文・著書の中には「実定法」と「制定法」を混同して述
- (7) 大陸法系の国家が法の適用についてなす法的三段論法については、参照、王澤鑑『法典思維與民法實例』(王慕華、一九九九年) 二四〇 二四三頁。法律条文で「慣習」を法(規則)を構集) 二項は次のように定める。「前項の規定は、もし商業上別に慣習あるものは、これを適用しない」。即ち「利息の債務に応ずる」と「商業上の慣習が利息を元本に繰り入れて利息を生むことを認める」を法(規則)の構成要件として、その法律効果は「利息は元本に繰り入れて利息を生じうる」ということであり、この時の法律適用の形式上の法源はこの民法第二〇七条第二項の成文規定である。
- 解 総則編』(有斐閣、二〇〇九年) 二八八頁。 だいることは、参照、梅謙次郎『訂正増補 民法要義 巻之一総則編』(有斐閣書房、一九〇八年) 二〇四頁。その後の日本の総則編』(有斐閣書房、一九〇八年) 二〇四頁。その後の日本のには、参照、梅謙次郎『訂正増補 民法要義 巻之一の、日本は一八九八年の民法典制定完成の後よりこの見解をとって、
- 第一版は一九一九年発行) 上巻二七四(二七五頁。(10) 参照、三瀦信三『全訂 民法総則提要』(有斐閣、一九三一年)
- (11) 「法的確信」はまた次のように解釈される。一定の事項につい

で紛争が生じた時、この慣習に基づいて解決するという意識があるということだが、しかしこのように言うのは民事に関連すあるということだが、しかしこのように言うのは民事に関連する慣習に限られ、全面的な法的生活から観察した慣習ではない。

二六

している。 授はそこで慣習法と事実たる慣習を区分する必要性に疑問を呈 (12) 参照、前掲注 (8) 大村敦志著二八九頁。

現在、大村敦志教

- 書局発行、一九三三年)上冊、一四七頁。(3)参照、欧陽谿『法學通論』(上海法學編緝社、上海會文堂新記)
- り、大理院院長に任ぜられ、北平大学法学院教授に任ぜられた。学と朝陽学院講師に任ぜられた。余楽昌は東京帝大法学士でああり、大理院庭長に任ぜられ、北平大学法学院教授及び北京大平朝陽學院、一九三一年)二六頁。陳瑾昆は東京帝大法学士で平朝陽學院、一九三一年)二六頁。徐聚昌『民法要論總則』(北平朝陽學院、一九三一年、(14) 参照、陳瑾昆『民法通義總則』(北平朝陽學院、一九三一年、(14)
- 三一頁。 (15) 参照、前掲注 (14) 陳瑾昆著一一 一三頁、胡長清、張正學、曹傑は慣習を「慣行」と称す。また参照、張明』(上海・商務印書館、實用法律叢書、一九三五年) 一二頁。別。(上海・商務印書館、實用法律叢書、一九三五年) 一二頁、胡長清『民法總
- 二六頁、前掲注 (15) 胡長清著一二頁、史尚寛『民法總則釋義』(16) 参照、前掲注 (14) 陳瑾昆著一一頁、前掲注 (14) 余棨昌著

(名城 '15) 64 - 3 - 77

王澤鑑

『民法實例研習

民法總則。(王澤鑑、第八版、一九

大学で教鞭を執った。 (徐寶魯、上海會文堂新記書局発行、一九三七年) 六六 六七頁。 (徐寶魯、上海會文堂新記書局発行、一九三七年) 六六 六七頁。

- (8) 参照、前曷主 (4) 東董昆善二三、前曷主 (5) 長正學・〇号として公布・施行した「法例」は、第一条で法律は公布後いつ施行するかを定め、第二条は慣習の効力を定めたが、第三条からは渉外民事事件の準拠法は何かを定め、この部分の規定は中華民国法制上「渉外民事法律適用法」に現れた。また中華は中華民国法制上は日本の「法例」と等しい法律はないと言える。
- 曹傑著三二頁、前掲注(15)胡長清著一三頁。(18) 参照、前掲注(14)陳瑾昆著一二頁、前掲注(15)張正學・
- - 発揮することが、決して不可能ではない。 例えば民法第七二条 及ばないので、 稿で論じたい慣習立法、慣習法、事実たる慣習等の運用方式に 容を一緒に評価に取り入れている。しかしその重要性は実は本 八四条の不法行為の不法意識は、 の「公序良俗」、第一四八条の「信義誠実の原則」、そして第一 の慣習法或いは事実たる慣習以外の身分で、 ためである」。説明を補充すべきは、台湾社会の慣習は国家法上 言う「この時優先して慣習を適用するのは、慣習の優先効力の に削除)、九一五条一項等である。且つ施啟掲教授は次のように 八三八条、八四六条 (筆者注)永佃権を挙げるが、現在はすで 八三四条 (筆者注 二〇一〇年の改正前の内容)、八三六条一項: 七六条、七七八条、七八五条三項、七九〇条二号、八〇〇条、 九条一項、四五〇条二項、五三七条、五七九条、五九二条、七 民法第六八条一項、二〇七条二項、三一四条、三七二条、 依る/従う」と定める条文を列挙する。 教授は前掲著で民法条文中特に「別に慣習あるは、その慣習に 總則。(三民書局、第四版、一九八七年) 五四(五七頁。施啟揚 根法學叢書、 九〇年) 二五 二八頁。参照、黄茂榮『民法總則』(黄茂榮、 増訂版、一九八二年) 五 省略するものとする。 おそらく社会の慣習の規範内 そこに含まれるのは、 四四頁。 実際上規範作用 施啟揚 四三 (名城 '15)
- 社会において一般の人々に共同で守られているとはほとんど考はり一種の規範であるが、法概念上はこのような規範はすでに()明治の日本より法学界で言う「事実たる慣習」は、本質上や()

- られる。 えられないので、ゆえにそれはなお「法的確信」を欠くと考え
- ○五年)三五四頁。 ・ 以不動産買賣為例」(同氏『台灣法的世紀變革』元照、二○ (②) その詳細な説明は、参照、王泰升「台灣民事財産法文化的變
- (25) この報告の日本統治時期の部分については、 般の人々がこの旧国家法の長期施行によって、 いことである。 の慣習で、 容を引用するなら、注意すべきこの民法第一条が指すのは現在 ものは、慣習による」を適用し、『臺灣民事習慣調査報告』 の台湾の法院が民法第一条の定める「民事の、 の学者の論文・著書等を参酌して整理して得たものである。 法院の判決例及び解釈を主要な資料として、また日本統治時期 前揭注 やはり旧時代の慣習法に対してあらゆる社会の構成員 過去のものや日本統治時期の旧国家法の内容ではな (24)『臺灣民事習慣調査報告』「凡例」一頁。 旧国家法の内容で説明できることは、社会の一 政権移転後しば 台湾総督府高等 法律で規定なき の内 現 在

26

- 引用する原因とすべきであろう。今の法院は全体としての旧国 運用」(同氏『台灣法的斷裂與連續』 しい法律論証は、参照、 を理由に旧法の適用を拒絶することは排除されない。かなり詳 理することになるが、しかし今の法院が今の法廷で公共の秩序 る」べきとするからには、即ち既得権益を保障するの法理で処 定なければ」、またこのような「慣習」もなければ、「法理によ ように見ているか。この民法第一条の規定によれば、「法律の規 用する民事財産法、及び民事以外の領域の法律を含む) をどの 家法 (慣習による民事の身分法だけでなく、日本の民商法を適 ある。これが一九六〇年代に作った『臺灣民事慣習調査報告 家法の施行期間) がいずれも守るべきとの共通意識をもったために、 大量に日本統治時期の親族・相続の慣習法 (旧国家法) を の社会の慣習となっているということだけで 王泰升「論台灣法律史在司法實務上的 元照、二〇〇二年) 二三〇 現 在 (新国
- られた台湾人の慣習について、もう一度実証調査を行ない、併う問題を直視するのなら『臺灣民事習慣調査報告』の中で述べう問題を直視するのなら『臺灣民事習慣調査報告』の中で述べら問題を直視するのなら『臺灣民事習慣調査報告』の中で述べら問題を直視するのなら『臺灣民事習慣調査報告』の中で述べら問題を直視するのなら『臺灣民事習慣調査報告』の中で述べら問題を直視するのなら『臺灣民事習慣調査報告』の中で述べら問題を直視するのなら『臺灣民事習慣調査報告』の中で述べら問題を直視するのなら『臺灣民事習慣調査を行ない、併合の部族に対していて、もう一度実証調査を行ない、併う問題を直視するのなら『臺灣民事習慣調査を行ない、併う問題を直視するのなら『臺灣民事』を行ない、併う問題を直視するのなら『臺灣民事習慣調査を行ない、併う問題を直視するのなら『臺灣民事習慣調査を行ない、併う問題を直視するのでは、

二八

) 参照、中生勝美「ドイツ比較法学派と台湾旧慣調査」(宮良高入れ、現代版の台湾慣習調査報告を作るべきである。せて前掲報告書の中に挙げられていない原住民族の慣習を取り

を制定、 弘・森謙二編『歴史と民族における結婚と家族 江守五夫先生 となる。 族相續令」の草案と比較するなら、また一つの興味汲れる論題 で後述する台湾で定めるつもりであった一九一四年の「臺灣親 何度も経験を重ねた後の最後の作品と言える。もしそれを本稿 国家法の両者がどのように互いに影響し合ったかについて見る を調査し始め、ついに一九四五年七月一日に満州親族・相続法 親族・相続に関する法典を起草するために、一九三九年から満 モンゴル人、ウイグル人、白ロシア人がいた。ゆえに満州国は 族国家であり、 政権であるとはいえ、その法秩序の設定においては一つの多民 するに値するのは、満州国は戦前の日本帝国が作り上げた傀儡 六巻比較法、 査における末弘厳太郎博士」(戒能通厚編『福島正夫著作集 福島正夫「岡松参太郎博士の台湾旧慣調査と、華北農村慣行調 六四年) 序・八 古稀紀念論文集 』 第一書房、二〇〇〇年)三七三 四〇〇頁。 満州親族・相続法は戦前の日本の法学界が明治初期より 参照、千種達夫『満州家族制度の慣習』(一粒社、一九 公布したが、満州国はすぐに滅亡した。 単純に慣習と 回 白ロシア各民族グループの親族・相続面での慣習 勁草書房、一九九五年) 三八九 即ち日本人・朝鮮人の外、さらに満州人、漢人、 四二四頁。 注意 第

- 法律出版社、二〇一〇年。(29) 例えば参照、高其才主編『当代中国少数民族慣習法』北京、
- (3) 参照、王泰升『台灣法律史概論』(元照、四版、二〇一二年) ニー〇十頁。中国の学者の謝暉はまた「民間法」という呼び方をい、そしてこの名称で一連の書籍の出版をしている。例えば参照、張暁萍『論民間法的司法運用』(元照、四版、二〇一二年)
- 31 張暁萍著一七 民間法はおそらく自然の進展の結果であるばかりでなく、さら 版、二〇〇八年) 一 五頁。 自然が一つの道を歩くなら、 また理性があり、ちょうど一つの道を設けて人に歩かせ、 えることができるなら、それなら社会の自然が形成した慣習も とである。 るのは法が (権力分立制度の下での) 立法機関の制定であるこ 進展の慣習法は民間法の一部分にすぎない。参照、 に制定法と同じく「理性が作る」ものであるので、性質上自然 参照、高其才『中国習慣法論』(北京、中国法制出版社、 もし立法機関の制定法律がそれが理性に基づくと考 一八頁。しかし筆者は制定法の概念は、重視す 他に「民間法」 いずれも一定の道理が存在するよ の語を採る者は、 前掲注 (30 改訂

一つを選んで使うことができる

- る」、そしていわゆる「現行の例」は一八九五年の時に頒布され事に関する事項は、特別に規定のあるものの外、現行の例によ明、台湾人は旧慣によるとした。一八九八年の律令第八典により、台湾人は旧慣によるとした。一八九八年の律令第八年に定める「本島人及び清国人以外に関係者のいない民事及び商に定める「本島人及び清国人以外に関係者のいない民事及び商に定める「本島人及び清国人以外に関係者のいない民事及び商に定める「本島人及び清国人以外に関係者のいない民事は関していては、異なる民族集団には異なる法律を

- 著一三〇・二七八頁。
 著一三〇・二七八頁。
- 掲注 (3) 王泰升著六六 六八・二一三 二一六頁。的法律改革。(聨經、一九九九年) 九二 一〇二・一一一頁。前の法律改革。(聨經、一九九九年) 九二 一〇二・一一一頁。前の法律改革、
- (35) 日本統治前期に「旧慣法学」全体を主導した岡松参太郎は、(15) 日本統治前期に「旧慣法学」全体を主導した岡松参太郎は、活動で高校の成文規定に違反する慣習もやはり「旧慣」に属する。の官府の成文規定に違反する慣習もやはり「旧慣」に属する。の官府の成文規定に違反する慣習もやはり「旧慣」に属する。の官府の成文規定に違反する慣習もやはり「旧慣」に属する。の官府の成文規定に違反する慣習もやはり「旧慣」に属する。
- とを経て、この法律は台湾でようやく効力を生ずるのである。制定する法律は勅令でそれを台湾に施行することを指定するこ(36) 日本統治時期の台湾の憲政体制によれば、日本の帝国議会が

 \equiv

四編であり、

はいえ、両者は大同小異であり、いずれもドイツの概念法学に

日本のヨーロッパ大陸式民・商法典とは異なると

(39) 『台湾私法』の編別区分は不動産、人事、

動産、商事と債権の

同年七月一六日に施行され、また一八九八年の勅令第一六一号 官房文書課 された。 の指定を経てこの法律は一八九八年七月一六日より台湾で施行 「法例」は一八九八年六月二一日に法律第一〇号として公布され、 参照、 「内外地法令対照表」(拓務大臣官房文書課、一九四 前掲注 (30) 王泰升著一三〇頁。また拓務大臣

- 37 である。参照、 停を行なった公親が採ったとしても、それが以後の類似の事件 個別の事件を処理する時にはおそらくこれに従い、またおそら 証とはならない。これは一種の近代法と異なった法生活の方式 の中でまた地方官或いは公親の援用を得ることができるとの保 民間慣習は、たとえある事件の中で裁断された地方官或いは調 く従わずに当地の慣習を判断の拠り所としたであろう。そして ある程度の規範となっていたとはいえ、しかし地方の父母官は 清朝の統治時期には、 今では「民事」に帰する戸婚田土銭債事項に対しては 前掲注(3) 王泰升著四七 四九・六九 七三 例えば大清律例等官府の成文規定の中
- 調査:臨時臺灣舊慣調査會之研究』(博揚、二〇〇五年) 八七頁。 近代中国と日本』 参照、山根幸夫「臨時台湾旧慣調査会の成果」(同氏 川 一九七六年) 八〇頁。鄭政誠『臺灣大
- 慣上の 學評論。第一三〇期、二〇一二年一二月) 二〇九頁 受けたのだろう。参照、王泰升「殖民現代性法學:日本殖民統 治下台灣現代法學知識的發展 (一八九五 一九四五)」(『政大法 民法典上の「永小作権」、「地上権」、「賃借権」の分類の影響を 「贌地」に分けているのは、おそらく日本のヨーロッパ大陸式の 基づいて体系化した結果である。また例えば『台湾私法』 「贌」の関係を、目的の違いを借りて、「贌佃」、「贌地基」、
- **査第三回報告書 臺灣私法』第一巻上 (臨時臺灣旧慣調査会:** 参照、 九〇九年) 二八〇 二八九頁 臨時臺灣舊慣調査會編『臨時臺灣旧慣調査會第

<u>40</u>

- 参照、前掲注(30)王泰升著二八〇頁
- 41 42 詳しくは、参照、前掲注(34)王泰升著三〇六
- 43 参照、前掲注 (34) 王泰升著三二八 三三二頁
- 44 巻第一期、二〇一一年三月) 二四 治初體驗:以關於惡行的制裁為中心」(゚臺大法學論叢。 第四○ 詳しくは、参照、 王泰升「日治時期高山族原住民族的現代法 四七頁
- 45 一八〇頁 用することはできないと定めた。参照、 を経ない限り、占有及びその他の権利の目的のために蕃地を使 原住民ではなかった。 日本統治時期の国家法中、 はいかなる名義であろうと、特別の規定により総督の許可 いずれも規範を用いるのは日本人・台湾人であり、 例えば台湾総督府は律令で「蕃人でない 制定法のレベルに属する法律規範 前揭注 (30) 王泰升著

- 参照、前掲注(30)王泰升著四九 五○頁。
 参照、前掲注(30)王泰升著四九 五○頁。
 参照、前掲注(30)王泰升著四九 五○頁。
- (47) 参照、前掲注(30)王泰升著五〇 五二頁。
- (49) 日本では初めて領有した台湾において一八九七年に、原住民をもたない事実たる慣習によってその法的事務を処理できる。住民族は「法律保留原則」の適用がないので、ゆえに法的意味(48) 参照、前掲注 (39) 王泰升論文二一六 二一八頁。高山族原
- 悪の判定に及び相当の制裁を施した」。ただ一九二二年時日本の悪の判定に及び相当の制裁を施した」、しかしその後「官の干渉がその善内の慣習に基づき制裁した」、しかしその後「官の干渉がその書を定めた時に言ったことがある。即ち過去の「多数の時に蕃社を定めた時に言ったことがある。即ち過去の「多数の時に蕃社を定めた時に言ったことがある。即ち過去の「多数の時に蕃社を定めた時に言ったことがある。即ち過去の「多数の時に蕃社を定めた時に言ったことがある。即ち過去の「多数の時に蕃社を定めた時に言ったことがある。即ち過去の「多数の時に蕃社を定めた時に言ったことがある。即ち過去の「多数の時に蕃社を定めた時に言ったことがある。即ち過去の「多数の時に蕃社を定めた時に言ったことがある。即ち過去の「多数の時に蕃社を定めた時に言ったことがある。即ち過去の「多数の時に蕃社を定めた時に言ったことがある。即ち過去の「多数の時に蕃社を定めた時に言ったことがある。即ち過去の「多数の時に蕃社を定めた時に言ったことがある。即ち過去の「多数の時に蕃社を定めた時に言ったことがある。即ち過去の「多数の時に蕃社を定めた時に言ったことがある。即ち過去の「全国とない」といい、「本国とない」を表しない、「本国とない」といい、「本国とない」といい、「本国とない」といい、「本国とない」といい、「本国とない」といい、「本国とない」といい、「本国とない」といい、「本国とない」といい、「本国とない」といい、「本国とない」といい、「本国とない」といい、「本国とない」といい、「本国とない」といい、「本国とない」といい、「本国とない」といい、「本国とない」といい、「本国とない」といい、「本国とない」といい、「本国とない」といい、「本国とない、「本国とない、「本国とない」といい、「本国とないい」といい、「本国とない、「本国とない」といい、「本国とない、「本国とない、「本国とない」といい、「本国とない」といい、「本国とない、「本国とない」といい、「本国とない、「本国とない、「本国とない」といい、「本国とない、
 - 泰升論文、三一・三九・五二・五五 六三・六七 近代法の要素を具えていたことである。参照、前掲注 (44) 王 に基づいて為した処置であろうと、内容上はいずれもある程 いは高山族原住民の各部落が「社内規約」に転化した伝統規範 原住民の慣習を参酌して為した機に応じた処分であろうと、 わかるのである。ただ同時に注意すべきは、理蕃警察が高山族 本統治が終結する時でもなおそのようにはされなかったことが 後に理蕃行政を終え、また一般法律を適用すると述べたが、 れうるのである。一九四五年に至るまで、台湾総督府側は十年 述べた。換言すれば、 たとしても、暫時一般刑法を含む「一般法令」を適用しないと 刑法と抵触する原住民族の慣習は援用さ 七一頁。 (名城 '15) 64 - 3 - 71
 - 立臺灣大學法律學系碩士論文、二〇〇七年)一五四 一六四頁。(5) 参照、蔡桓文「國家法與原住民族習慣規範之衝突與解決」(國
 - 参照、前掲注 (30) 王泰升著三〇四頁

51

- 一七六 一九四頁。一七六 一九四頁。一七六 一九四頁。一七六 一九四頁。一七六 一九四頁。一七六 一九四頁。
- 民族の観察」と言うことができ、台湾人自身は声を発していな置であれ、いずれも日本人の目から説明したものなので、「他の口慣」は、漢族の法伝統であれ或いは清の統治時期の法的措の一九一四年の台湾の民法草案の中で認められる「台湾人

統治当局はなお、

高山族原住民は一般の行政地区内に入れられ

- 照、前掲注 (3) 王泰升論文二三二 二三四頁。 別場に戻るなら、根本的にこのような台湾主体に思考する法での内容は存在せず、日本統治時期の「台湾人法学」は一九二年代の始めに至って芽を出すが常に微かなものであった。 参学の内容は存在せず、日本統治時期の「台湾人法学」は一九二年の内容は存在せず、日本統治時期の「台湾大法学」は一九二年の始めに至って芽を出すが常に微かなものであった。 参照 前掲注 (3) 王泰升論文二三二 二三四頁。
- (54) 参照、前掲注 (52) 王泰升論文一九七頁
- 照、前掲注(34)王泰升著一〇七 一一一頁。(55) 内地延長政策の由来とその法制に対する影響に関しては、参

詳しくは、参照、前掲注 (30) 王泰升著二八二 二八四・二

56

- う「法三号」)の授権を経て、台湾に施行する法律(例えば日本による」を指し、この勅令は一九二一年の法律第三号(俗に言第五・一五条で定める台湾人の親族・相続・祭祀公業は「慣習(訂) ここでいわゆる「制定法」とは一九二二年の勅令第四〇七号九一 二九三頁。
- (58) 参照、前掲注(52)王泰升著二〇五頁。参照、前掲注(30)王泰升著一三〇・二八二頁。

る特例の条文は、立法機関が採択した法律と同一の効力をもつ。民法) について特例を設けることができ、ゆえにこれらに関す

(59) 類型化の進む台湾総督府法院の判決例の内容と資料の根拠に

- 『☆ ついて詳しくは、参照、前掲注 (34) 王泰升著三五○ 三六五○
- (6) 日本統治時期の法院はすでに日本民法上の「家督相続」 四一五頁。 則上前戸主に男子孫数人ある時、慣習により、数人が共同で相 ば大法官会議釈字第六六八号解釈に対して、 度を台湾に導入したと考える学者もいる。 含まない。(傍線筆者) 司法行政部編 『臺灣民事習慣調査報告 は、純然たる戸主の身分上の地位の相続であり、財産の相続を 続する...。 ゆえに台湾では、戸主の相続 (とりわけ法定相続) 財産に関して、戸主の相続人が一人で相続するのではなく、 調査報告』の中で、すでに明らかにしている。即ち「前戸主の た。実は、司法界がよく知る戴炎輝教授主編の『臺灣民事習慣 したが、しかしほとんど戴教授の意味するところを誤解してい の説明を強調するものはかつて戴炎輝教授の論文・著作を引用 参照、大法官会議ウェッブサイト [原文、アドレス等あり]。こ 二人の大法官の共同提出と陳新民大法官の単独提出の意見書 が家督相続を導入したとすることを批判するものもいる。 ○○二年) 一四二頁。司法実務界はまた日本統治時期の国家法 樓下晩濤急:日本對臺灣殖民統治及影響』(台湾商務印書館、 参照、黄靜嘉 徐壁湖と池啟明の 唇帆 の
- 政官布告の指示するところによる。即ち「成文の法律なき時は、していないが、しかし日本の法学界はこれまで一八七五年の太(61) 日本の民法は未だ明確に法理は法源になることができるとは

しかし司法実践上はやはり法理を慣習に次ぐ法源と見ている。 べし」とし、法理は慣習の後に置かれる補充的法源と考えた。 べし」とし、法理は慣習の後に置かれる補充的法源と考えた。 はる」とのみ言い、明文では法理を指別する十二講』 (有斐閣、一九上年) 八八 九一頁。 植民地台湾の法制上、一八九五年の日九七年) 八八 九一頁。 植民地台湾の法則であるとは「田文で民事事件は「関督に次ぐ法源と見ている。

- (2) 参照、前掲注(2)王泰升著二三三二三五頁、前掲注(34)
- (3) 台湾総督府法院の法官となるものは、日本の裁判所構成法の(3) 台湾総督府法院の法官となるものは、日本の司法試験に合格定める判事資格を具えねばならず、また日本の司法試験に合格にが、台湾総督府法院の法官となるものは、日本の裁判所構成法の

- 66 歴史資料センター) [原文、アドレス等有り]、一九四五年に台 アドレス等あり]。 議事録』一七頁に見える。日本帝国議会会議録システム。[原文] 衆議院議員選挙法中改正法律案委員会『昭和二〇年三月二〇日 あります。我々は漸次この政策を推進するつもりであります。」 通行政区域に編入する計画を、その記念事業の一つとすべきで て、そこで十年で完全に終える蕃地での特別行政を、一般の普 のように述べた。 湾総督府財務局長高橋衛は衆議院で質疑を受け、答弁の時に次 針 (外務省外交史料館)、Ref. B02031289000, JACAR (アジア 参照、「朝鮮・台湾同胞二関スル処遇改善二関スル与論指導方 即ち「ちょうど今年は台湾領有五十周年でし (名城 '15) 64 - 3 -

- (『臺灣青年』第三巻第四号、一九二一年一〇月、漢文部) 二一(3) 参照、林呈祿 (署名は「記者」)「施行民商法宜置除外例」

る

回に分けての掲載となった。なお文中の [] は訳者による補注であ

ところで王泰升教授の今回の論文はかなりの分量であったため、二

三五頁。 二六頁、林呈祿「民法の親族規定を臺灣人に適用する法案の疑 義」(『臺灣』第三巻第六号、一九二二年九月、和文之部) 二一

補記

代法 台湾における慣習の国家法化を例として 」であった。 クトの一環「慣習と『近代』」研究会の第二部として、台湾大学法律学 院特聘教授王泰升氏による講演が行なわれた。講演題目は「慣習と近 二〇一四年一月二七日に名城大学アジア研究センター・谷口プロジェ

のだが、日程が合わず、松田一人による翻訳となった。 を担当しており、本稿の翻訳も一部担当をお願いするつもりであった 講演会の当日は加藤雄三氏 (関西学院大学・中京大学講師) が通訳 習慣的國家法化」の日本語訳である。

が加筆したもので、『台大法學論叢』に掲載を予定する「論台灣社會上

本稿は、その時の報告が基づいたところの原稿に帰国後王泰升教授

三五